

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和5年12月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第27号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附
市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分
の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給
する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。